

## ○埼玉県が実施する犯罪被害者等の県営住宅入居制度への対応について

平成28年3月25日

務 第 7 9 0 号

警 察 本 部 長

埼玉県が実施する犯罪被害者等の県営住宅入居制度への対応について（通達）

犯罪被害者及びその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、埼玉県都市整備部住宅課（以下「住宅課」という。）が行う県営住宅への優先的な入居の措置を講じる制度（以下「入居制度」という。）については、平成28年4月1日から次のとおり対応することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 入居制度の対象者

犯罪被害者等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものが入居制度利用の対象となる。

- (1) 犯罪等の影響により、収入が著しく減少し現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者
- (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行なわれたことにより、当該住宅（県営住宅を含む。）に居住し続けることが困難となったと認められる者

#### 2 対応要領

##### (1) 入居制度の教示

警察署長は、取り扱った犯罪被害者等が入居制度の対象者であると認める場合は、当該犯罪被害者等に対し、住宅課が実施する入居制度を積極的に教示すること。

##### (2) 住宅課からの照会への対応

ア 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、住宅課から入居制度の申込みを行った犯罪被害者等について、被害内容等の事実を確認する照会があった場合は、当該犯罪被害者等を取り扱った警察署長に対し、事実確認を行い、その結果を住宅課に回答すること。

イ 警務課長は、住宅課に回答した内容を電話・口頭用紙（埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）様式第1号）に記録し、処理経過を明らかにしておくとともに、当該電話・口頭用紙を1年保管すること。

### 3 留意事項

- (1) 警察が保有する犯罪被害者等に係る個人情報、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第2条第5項に規定する保有個人情報に当たることから、住宅課への回答は、個人情報保護の趣旨を踏まえ、必要最低限にとどめること。
- (2) 犯罪被害者等から、入居制度に関する問合せ又は照会があった場合は、警務部警務課犯罪被害者支援室に連絡の上、対応すること。

一部改正〔平成29年第211号〕

実施日

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（平成29年5月30日文第211号）

この通達は、平成29年5月30日から実施する。